広島県水道広域連合企業団建設工事等における入札・契約の過程等に係る 再苦情処理の手続に関する要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団(以下「企業団」という。)が発注する 建設工事等における入札及び契約の過程及び指名除外等の措置及び成績評定に係る苦情 等を適切に処理することにより、入札・契約手続等の透明性の確保と公正な競争の一層 の促進を図ることを目的として、その手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (再苦情処理の対象)
- 第2条 この要綱の規定による再苦情処理の対象は次に掲げる建設工事(「広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程」第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。)及び広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等発注事務処理要綱第2条に規定する業務(以下「業務」という。)とする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける建設工事及び業務、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円を超えない建設工事(100万円を超えない業務)及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって県の行為を秘密にする必要がある工事を除く。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 指名競争入札による建設工事及び業務
- (3) 随意契約による建設工事及び業務
- (4) 総合評価落札方式による建設工事及び業務
- (5) 低入札価格調査を行う建設工事及び業務
- 2 再苦情処理の対象となる指名除外等の措置は次に掲げる各要綱等の規定に基づき行ったものとする。
 - (1) 企業団建設業者等指名除外要綱
 - (2) 企業団発注工事における下請負の制限基準
 - (3) 企業団発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱
- 3 再苦情処理の対象となる成績評定は次に掲げる各評定基準等の規定に基づき行ったものとする。
 - (1) 企業団土木工事成績評定基準
 - (2) 建築工事成績評定基準
 - (3) 企業団土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領
 - (4) 建築設計等委託業務成績評定要領

(再苦情の申立て等)

第3条 第2条に規定する再苦情処理の対象に係る苦情の申立てを行い、企業長又は契約

担当職員(以下「企業長等」という。)が回答を行った書面(以下「苦情回答書等」という。)による説明に対してその回答に不服があるときは、企業長等が通知した日の翌日から起算して7日(企業団の休日を定める条例第2条第1項の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、再苦情申立書(別紙様式第1号)を通知元に持参又は郵送により提出することで行うものとする。

なお、再苦情申立てができる者及び申立てができる事項は、別表のとおりとする。

- 2 再苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。
- 3 共同企業体による苦情申立ては、共同企業体名を冠し構成員全員の連名により行うものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第4条 企業長等が行う苦情回答書等には、再苦情申立てができる旨を記載するものと する。

(再苦情の審議の依頼)

- 第5条 企業長等は、再苦情申立てがあった場合は、第6条により再苦情申立てを却下する場合を除き、速やかに広島県公共工事入札監視委員会(以下「委員会」という。) に対して当該申立てに係る企業団の対応の妥当性についての審議を依頼するものとする。
- 2 企業長等は、委員会の審議結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立者に対し、再苦情申立てに対する回答書(別紙様式第2号。以下「再苦情回答書」という。)により回答するものとする。この場合において、委員会の意見を尊重したうえで、申立てが認められなかったときは認めらないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは認められた旨及びこれに伴い企業長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し回答するものとする。
- 3 契約担当職員は、前項の規定により回答したときは、速やかに再苦情申立書及び再苦 情回答書の写しを技術管理課に送付するものとする。

(再苦情申立ての却下)

- 第6条 企業長等は、再苦情申立てが第2条の要件を欠くとき又は申立期間の徒過その他 客観的かつ明白に再苦情申立ての事由を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理 した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に申立てを却下することがで きるものとする。
- 2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して再苦情申立却下通知書(別紙様式第3号)により通知するものとする。
- 3 契約担当職員は、前項の規定により通知したときは、速やかに再苦情申立書及び再苦 情申立却下通知書の写しを技術管理課に送付するものとする。

(再苦情対応結果の公表)

第7条 企業長等は、再苦情申立者に回答を行ったとき又は申立てを却下したときには、

再苦情申立書及び再苦情回答書又は再苦情申立却下通知書の写しを、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

- 2 申立期間の徒過等により申立てを却下したときもまた、同様とする。
- 3 前各項の公表期間は、公表した日の属する年度及びその翌年度とする。 (入札手続の執行)

第8条 再苦情の申立ては、入札及び契約手続きの執行を妨げないものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に入札の執行手続が完了している建設工事については、なお従 前の例による。
- 3 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島 水道事務所が行う建設工事に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号)第5条第3項に規定する地方機関(広島水道事務所を除く。)が行う建設工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体(広島県を除く。)の規則等をこの要綱とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」 と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該 当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

別表

| 加 农 | | | |
|---------------------|---|---|-------|
| 対象 | 再苦情申立ができる者 | 再苦情申立ができ | 再苦情申立 |
| | | る事項 | 書の提出先 |
| 一般競争入札 | 入札参加確認申請を行った者のうち、 発注者から入札参加資格がないと認 められた者(事後審査による資格要件 確認を含む。) | 当該入札参加資格 がないと認められ た理由 | |
| 指名競争入札 | 当該入札と同一業種において企業長の資格認定を受けて建設工事入札参加者名簿及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている建設業者等(以下「資格者」という。)で、当該競争に参加できる者として指名されなかった者 | 当該入札において 指名されなかった 理由 | |
| 随意契約 | 当該契約と同一の業種における資格 者で、当該契約の相手方として選定さ れなかった者 | 当該契約の相手方 として選定されな かった理由 | 各発注機関 |
| 総合評価落札方式 | 総合評価落札方式による入札におい て、落札者とならなかった者 | 入札の落札者とし て選定されなかっ た理由 | |
| 低入札価格調査 | 低入札価格調査の結果、落札者(落札 候補者を含む。)となることが予定さ れていた者が、当該契約内容に適合し た履行がなされない恐れがあると認 められ、落札者としない旨の通知を受 けた者 | 調査の対象となっ た入札価格では契 約の内容に適合し た履行がなされな いおそれがあると 認められた理由 | |
| 指名除外要綱によ る指名除外措置 | 指名除外要綱の規定による指名除外 措置を受けた者 | 指名除外措置を受 けた理由 | 技術管理課 |
| 下請負の制限基準 | 下請負の制限基準の規定による制限 | 下請制限措置を受 | |
| による制限措置 | 措置を受けた者 | けた理由 | |
| 暴力団排除のため | 暴力団排除のための契約制限措置の | 契約制限措置を受 | |
| の契約制限措置 | 規程による契約制限措置を受けた者 | けた理由 | |
| 工事(業務)成績評 定結果の通知 | 工事(業務)成績評定結果の通知を受けた者 | 工事(業務)成績評定結果 | 各発注機関 |
| /C/IB/IN:/ XE/IB | 7.51 | ACARIAN | |

再苦情申立書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業長 様 (発注者が地方機関の長の場合は、「○○事務所長 様(例)」とすること)

> 所在地 商号又は名称 代表者職氏名

次のとおり再苦情を申立てます。

- 1 対象工事(業務)名又は措置等
- 2 不服のある事項
- 3 再苦情申立ての根拠

注:この申立書は、回答書又は却下通知書とともに公表されます。

再苦情申立てに対する回答書

○ ○第 号

商号又は名称

代表者職氏名 様

広島県水道広域連合企業長〇〇〇〇 (発注者が地方機関の長の場合 は、「〇〇事務所長 (例)」とすること)

令和 年 月 日付けで再苦情の申立てがあった件について、次のとおり回答します。

記

- 1 対象工事(業務)名又は措置等
- 2 不服のあった事項
- 3 再苦情申立ての根拠
- 4 回答
- 5 担 当

再苦情申立却下通知書

○ ○第 号

商号又は名称 代表者職氏名 様

> 広島県水道広域連合企業長○○ ○○ (発注者が地方機関の長の場合 は、「○○事務所長 (例)」とすること)

令和 年 月 日付けで申立てがあった件については、この申立てが次のとおり客観的かつ明白に適格を欠くと認められるので、却下します。

記

- 1 対象工事(業務)名又は措置等
- 2 却下した理由

3担当